平成２６年（フ）第１１３７号
京都市下京区万寿寺通高倉西入万寿寺中之町65番地　サンロイヤル五条101号
債務者　石井　秀寿
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９４４号
大阪市東住吉区湯里３―２　サンヴァリエ針中野第５号棟202号室、住民票上の住所堺市西区北条町２丁１番５号
債務者　岩井慎一郎
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
奈良県生駒市東松ヶ丘７番33号
債務者　吉建設こと　吉田　修次
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７９号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美506番地16
債務者　木村　保夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２８０号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美506番地16
債務者　木村　秋子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４８号
新潟県長岡市希望が丘３丁目９番地１　タウンハイツ陽水203号室、前住所新潟県長岡市大山１丁目３番地14　ハイム桜井１号室
債務者　上杉友季子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
新潟県長岡市寺島町142番地１　サンリッチ203号室
債務者　頼富　宗幸
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
岐阜県養老郡養老町烏江1139番地
債務者　浅野亜希子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市大島町２丁目170番地２　ファミールオガワＡ108号
債務者　兒玉　文男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
高知市西秦泉寺430番地23
債務者　永野津代志
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８０号
岩手県北上市黒沢尻３丁目13番13号、旧住所岩手県北上市常盤台４丁目１番21号　プラッツＥ
債務者　千田　翔太
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８１号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地７　県営天下田アパート２号棟15号
債務者　松ノ木　宜
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１１２９号
埼玉県志木市本町６丁目26番21号
債務者　岡部　時雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４１号
さいたま市南区辻８丁目１番19号　フィルエムズホーム101号室
債務者　西村　　正
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
千葉県銚子市小浜町2138番地の７
債務者　鈴木　将公
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４１号
静岡県駿東郡長泉町中土狩711番地の２　ローズキャトゥルⅢ102号、前住所静岡県裾野市須山591番地の１
債務者　杉山　和行
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５６号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営２―507号
債務者　菊地　謙二
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係